

■「所有論」を読んで■

ほぼ週刊【松村拓也のメルマガジン】第 439 号

こんにちは、松村拓也です。

E-Mail と Facebook で松村拓也の活動についてほぼ毎週お届けしています。

名刺交換した方や、突然思い出した方にもお届けしますので、ご迷惑であればお知らせください。

できれば勤務先でなく、個人のアドレスにお届けしたいので、ご連絡ください。

ご意見、ご質問大歓迎です。

.....

439 目次

1. ご挨拶とお誘い
2. ブログより：「所有論」を読んで
3. 今週の動向+今後の予定
4. 地主の学校・販売中
5. アクセスポイント：問い合わせ先
6. このメルマガについて

.....

1. ご挨拶とお誘い

9/5 成城一宮庵でお目にかかった税理士の HI さん、今後ともどうぞよろしくお願いいいたします。

9/6 終日墨田・京島ですべてのプロジェクトを案内してくれた HH さん、どうもありがとうございました。

9/9 の 11 時～松本市村井で式典に参加したんですが、当日午前はオンライン会議の先約があったため、松本駅の近くに前泊しました。

宿泊先は、たまたま見つけた「松本バックパッカーズ」で、松本初のゲストハウスとのこと。

何とイギリス人のオーナーが 10 年前に民家を借りて始めたそう。

駅近徒歩 7 分の便利な立地なので、今後も定宿になりそうです。

ちなみに翌日の朝食は「本格手打そば 樽木野 松本駅舎店」で、ざるそばとそば餃子を食べました。

.

今週は、今のところ近所のアポだけなので、とりあえず毎日を世田谷作業日としています。

ご相談があれば、比較的動きやすいので、気軽にご連絡いただけますようお願いいたします。

.....

2. ブログより：「所有論」を読んで

「地主」とは「土地所有者」のことなのに、「所有」という言葉を説明できずに困っている。

「所有」という言葉は江戸時代まで存在しておらず、「ownership (オーナーシップ)」の訳語として明治時代に生まれたことは、拙著：地主の学校ですでに述べた。

だが、「ownership」を構成する「owner」は「持主 (名詞)」、「own」は「自分の (形容詞)」であって、これ

は所有の当事者を示す言葉に過ぎない。

一方、概念としての「所有」がどういう意味なのかを知りたくても、法律における「所有（所有権）」または文法における「所有（言語学）」を参照せよ、、、と言われるばかり。

「所有権」については、「使用・収益・処分」以上の説明は見当たらず、拙著においても言語学的な説明を参照したが、それではどこまで行っても私的見解から脱却できない。

そこで僕は、「地主」でなく、「所有」や「所有権」に関する参考文献を、真剣に探すことにした。

・

今回僕が知りたいことは、「所有」という概念の全体像や構造なので、「所有論」で図書館サイトを検索し、数冊の書籍に辿り着いた。

さらに、明治以降に使われ始めた日本国内の見解より、歴史の長い諸外国における考察の「訳本」から、「所有論」という書籍に絞り込み、ついに先週入手できた。

その本は「アンドリュー・リーヴ著【所有論】生越利招・竹下公視 訳」、原題は「**property**（プロパティ）」。

本の冒頭に著者の「謝辞」があり、その後に「日本語版への序文」、「凡例」、「目次」と続き、本文の内容は以下の通り。

第1章 序論

第2章 「所有」、「所有権」及び政治理論

第3章 所有の「歴史」について

第4章 所有、自由及び権力

第5章 所有と労働

第6章 所有と時間

第7章 結び

その後、「読書案内」、「文献目録」、「訳者あとがき」、「索引」で本は終わる。

まだ最初と最後を読んだだけで、第2章から第6章の本論はパラパラめくっただけだが、今日は、この本から得た気付きをいくつかご紹介したい。

・

まず、**property** の訳語として「所有」が用いられていることだ。

Property には様々な訳語があるが、共通する概念は「(人やモノが)所有しているモノやコト」で、抽象的にも使われるため、広い意味がある点で「オーナーシップの訳語」と大きく異なる。

その意味は次の3つに大別できる。

(1)人間がモノを所有・・・「財産」「所有物」「不動産」「土地や建物」などを指す。

(2)人間が無形のコトを所有・・・「所有(権)」、例えば **intellectual property rights** を「知的財産権」または「知的所有権」と訳し、どちらも商標権・特許権・著作権などを含む上位概念となる。

(3)人間ではなくモノが「所有」・・・その物質の「特性」「特質」「属性」「作用」と訳される。

ここで重要なのは、所有を担うのは人間だけではないことで、2つの物事相互の関係性を示していることだ。

・

次に、これらの議論を日本語に翻訳する過程で、原語と訳語がユニークに対応せず、臨機応変に使い分けていることだ。

したがって、訳者の挨拶や翻訳の判例を見ず、本文だけを読むならば、恐らく「**property**」の多義性を感じることなく「それなりの理解」に終わるだろう。

だが、これから読む本文に書かれていることは、まさにこの「多義性」を生んだ歴史や、それがもたらした影響に関する議論のはず。

「所有という概念の変質」と、「所有という言葉が指し示す概念の変遷」では、その意味は全く違うはず。

「所有」が行為やモノでなく、二者の関係性を示すなら、まず初めにそのこと自体を認識しなければ、議論は始まらないだろう。

・

この前提を明確にした上で、第 2 章から読み始めたら、著者の論点が面白いように理解でき、著者の気づきを共有できた。

例えばその一つとして、「所有権には責任が伴うが、財産権には責任が伴わない」と言う一節があった (P29)。議論の内容については省略するが、これを法律家と経済学者の見地に例えるところが面白い。

経済学者は財産権の核心を「市場価値 (譲渡可能性)」として、価値の交換や販売を問題視するが、法律家は所有権の核心を「情緒的な価値」として、安全性や安定性といった人間性を重視する。

ここで言う財産権は **property right**、所有権は **ownership** の翻訳だ。

つまり、2 つの権利はそれぞれが「所有」という関係性の 1 面であり、所有権はその「市場価値以外」の価値を担う資源の有効活用に関する義務を伴うものだと定義している。

・

「所有」という言葉が生まれる前、日本ではこれを「私財」と呼んできた。

743 年 5 月 27 日に「勅」として出された「墾田永年私財法」が、「新規で開拓した土地について、永久に所有を許可する」という法令として有名だが、我が国の土地所有はここから始まったのではない。

朝廷は 723 年に「三世一身法 (さんぜいっしんのほう)」を制定し、新規開墾地の 3 世代私財化を認めていたが、そもそも大化の改新 (645 年) の翌年に、「公地公民制」「班田収授法 (はんでんしゅうじゅほう)」「租庸調 (そようちょう) の税制」を定めてすべての国土の国有地化を宣言している。

さらに言えば、それ以前から領地の取り合いは繰り返され、土地所有の起源は人類の誕生にまで遡るのかもしれない。

人類誕生以前から存在する土地を所有するという事は、永く継承されてきたその権利を継承しているのに過ぎないはずだ。

・

僕は、「市場価値に基づく財産としての土地」を否定する気はないが、それは一過性の現象であり「過去から継承した土地の永続価値」とは関係ないと思う。

先ほど紹介した法律家の視点、つまり「土地の情緒的な価値」に関する「所有権」にこだわりたい。

ここでいう「情緒」とは、「社会 (コミュニティ) に対する責任感」のこと。

土地を「無責任な財産」でなく、「責任を伴う資源」として社会のために活かすことを「所有」と定義したいと思う。

<https://nanoni.co.jp/20230910-2/>

.....

3. 今週の動向+今後の予定 (下記以外はすべて空いています)

【凡例】◎：要連絡、○：要申込、×：一般参加不可

■今週の動向

(火) 09/12 なのに (世田谷) 作業日

会議○：20-21 時 LR 定例会議_2 火 (OL)

(水) 09/13 なのに (世田谷) 作業日

- (木) 00/14 なのに (世田谷) 作業日
会議◎ : 17-19 時 笑恵館運営会議_2 木 (笑恵館)
- (金) 09/15 なのに (世田谷) 作業日
交流◎ : 10-17 時 いづみ交流会_3 金 (反町)
- (土) 09/16 なのに (世田谷) 作業日
交流◎ : 13-17 時 よろず相談会_土 (笑恵館)
会議○ : 10-12 時 八島花文化財団理事 MTG_3 土 (OL)
交流○ : 18-20 時 住人食事会_4 土 (笑恵館)
- (日) 09/17 なのに (世田谷) 作業日
会議× : 18-20 時 なのに MTG_2 月 (成城)
- (月) 09/18 なのに (世田谷) 作業日

■今後の予定

- 09/21 交流◎ : 13-18 時 なるほどデイ_3 木 (笑恵館)
- 09/21 交流◎ : 18-20 時 持ち寄り食事会_3 木 (笑恵館)
- 09/21 会議○ : 20-22 時 AR・Q ミーティング_3 木 (OL)
- 09/23 会議○ : 13-15 府 100smiles MTG (菊名)
- 09/24 交流○ : 10-14 時 名栗の森 OSC 例会_4 日 (飯能)
- 09/26 会議○ : 20-21 時 LR 定例会議_4 火 (OL)
- 09/28 交流◎ : 10-12 時 笑恵館 de シネマ_4 木朝 (笑恵館)
- 09/28 会議◎ : 17-19 時 笑恵館運営会議_4 木 (笑恵館)
- 09/29 交流◎ : 19-21 時 笑恵館 de シネマ_4 木夜 (笑恵館)
- 09/30 交流◎ : 13-17 時 よろず相談会_土 (笑恵館)
- 10/08 会議× : 10-12 時 100smiles 定例会_2 日 (いづみ)
- 10/09 会議× : 18-20 時 なのに MTG_2 月 (成城)
- 10/10 会議○ : 20-21 時 LR 定例会議_2 火 (OL)
- 10/12 会議◎ : 17-19 時 笑恵館運営会議_2 木 (笑恵館)
- 10/16 交流○ : 未定 みんなの家交流イベント (大阪)
- 10/21 会議○ : 10-12 時 八島花文化財団理事 MTG_3 土 (OL)
- 10/28 交流○ : 18-20 時 住人食事会_4 土 (笑恵館)

松村の予定はこちらで随時公開しています。

<http://nanoni.co.jp/schedule>

.....

4. 地主の学校・販売中

拙著【地主の学校】はこちら

<https://www.bungeisha.co.jp/bookinfo/detail/978-4-286-23339-0.jsp>

セミナー、読書会など気軽にご相談ください。

.....

5. アクセスポイント

松村拓也

メール takuya@nanoni.co.jp

携帯 090-9830-3669

自宅：

〒157-0073 東京都世田谷区砧 6-27-19 笑恵館

<http://shokeikan.com/>

主な所属団体：

株式会社なのに（取締役・平社員）

<http://nanoni.co.jp/>

一般社団法人日本土地資源協会（代表理事）

<http://land-resource.org/>

特手非営利活動法人 HOME-FOR-ALL（事務局長）

<http://www.home-for-all.org/>

一般社団法人地域社会圏研究所（事務局長）

<https://www.localrepubliclabo.com/>

・・・・・・・・・・・・・・・・

6. このメルマガについて

松村拓也とご縁のあった方に、日々の活動やブログ記事などの情報をほぼ毎週お届けします。

参加希望、ご意見、ご質問など、何でもこのメールに返信してください。

バックナンバーはこちら

<http://nanoni.co.jp/magazine/>

メール配信をご希望の方はこちら

<http://eepurl.com/dHjgFX>

まぐまぐ版はこちら

<https://www.mag2.com/m/0001693746>